

# 重要事項説明書

## 1 事業者の概要

名称	社会福祉法人 前田記念福祉会
法人種別	社会福祉法人
所在地	札幌市南区北ノ沢1819番9
代表者名	理事長 深谷 仁
法人認可	昭和58年9月
運営事業	軽費老人ホームA型 シルバーハウス
	特別養護老人ホーム ドリームハウス
	ドリームハウス短期入所介護事業所
	ドリームハウス通所介護事業所 認知症対応型
	ドリームケアプランセンター虹

## 2 事業所の概要

事業所の名称	ドリームハウス通所介護事業所(併設型指定認知症対応型)
事業所の運営方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業所において提供するサービスは、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。</li> <li>・ 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の認知症対応型通所介護計画又は介護予防認知症対応型介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。</li> <li>・ 利用者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。</li> <li>・ 適切な介護技術をもってサービスを提供する。</li> <li>・ 常に、提供したサービスの実施状況の把握及び評価を行なう。</li> </ul>
事業開始年月日	平成5年7月1日
保険事業者指定番号	第0170500177号
事業所の所在地等	〒005-0832 札幌市南区北ノ沢1819番9 TEL 011-572-7877 FAX 011-572-3222
事業所設備の概要	食堂・機能訓練室(106.2㎡)、相談室1、静養室1、浴室1 トイレ3、洗面所3
管理者	主任生活相談員 小畑 恵
利用定員	12名
営業日及び営業時間	営業日 月曜日～土曜日(12月31日から翌年1月3日までを除く)
	営業時間 8時30分～17時15分まで
サービス提供時間	9時30分～15時45分まで ※時間延長要相談
通常の事業の実施地域	札幌市南区全域(但し小金湯以西は除く)、中央区の南9条西1丁目から西24丁目以南、豊平区の西岡及び平岸地区
防犯防災設備 避難設備等の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 火災報知機 ・ 熱感知器 ・ スプリンクラー ・ 消火器</li> <li>・ 非常警報装置 ・ 非常誘導灯</li> </ul>
緊急時の対応	主治医に連絡するなど適切な措置を講じる。

### 3 職員体制等

#### (1) 職員の職種、員数

単位：人

職員の職種	員数	常 勤		非常勤		保有資格
		専従	兼 務 (兼務する職種)	専従	兼 務 (兼務する職種)	
管理者	1		1	生活相談員 介護職員		社会福祉士 介護福祉士
生活相談員	3		2	介護職員		介護福祉士 介護支援専門員
介護職員	4	1			3	介護福祉士 初任者研修
看護職員	2		2	特養看護職員		看護師
機能訓練指導員	2		2	特養看護職員		看護師
管理栄養士	1		1	特養管理栄養士		管理栄養士

#### (2) 職員の職務内容

職種	職 務 内 容
管理者	事業所の従業員の管理及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業員に事業の実施に必要な関係法令等を遵守させるための必要な指揮命令を行なう。
生活相談員	利用者の相談、利用計画、日程プログラム等のサービス調整を行なう。
介護職員	利用者に対し必要な介護及び支援を行なう。
看護職員	利用者の健康状態の把握、医療との連携支援を行なう。
機能訓練員	利用者に対し日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行なう。
管理栄養士	利用者の栄養状態の把握や管理を行う。

#### (3) 職員の勤務体制

管理者	8:30～17:15
生活相談員	8:30～17:15
介護職員	①8:30～17:15 ②8:30～16:15 ③9:30～17:15 ④8:30～12:30 ⑤9:30～13:30 ⑥13:15～17:15 ※シフト制
看護職員	8:30～17:15
機能訓練員	8:30～17:15
管理栄養士	8:30～17:15

#### 4 サービス及び利用料等

##### (1) サービス及び利用料

保険給付サービスについては包括的に提供され、下記の基本料金表のとおり要介護度等に応じて定められた金額が自己負担額となります。(省令により変動があります。)

保 険 給 付 サ ー ビ ス	身体介護 (日常生活上の援助等)	利用者の身体状況に応じた食事、入浴、排せつ等の日常生活上の援助を行う。
	生活相談 (相談援助等)	利用者又は家族からの相談に誠意を持って応じ、可能な限り必要な援助を行う。
	機能訓練 (日常動作訓練等)	利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行なう。
	健康状態の確認	看護師による利用者の健康状態の把握を行なうとともに必要に応じて医療との連携支援を行なう。
	食事の提供	利用者の身体状況、嗜好、栄養バランスに配慮した食事を提供する。 (食費は給付対象外)
	入浴の機会の提供	利用者の希望に応じて入浴の機会を提供する。
	送迎	利用者の自宅と事業所との間の送迎を行う。
保険給付外サービス(食費)		食事代 550円      おやつ代 50円

##### (2) 基本料金表(1回あたり) (併設型、サービス提供時間6時間以上7時間未満)

介護サービスの種類	要介護度	介護費(利用者負担額)		
		1割負担	2割負担	3割負担
介護予防 認知症対応型通所介護費	要支援 1	696円	1,392円	2,087円
	要支援 2	775円	1,550円	2,325円
認知症対応型通所介護費	要介護 1	804円	1,607円	2,411円
	要介護 2	891円	1,782円	2,673円
	要介護 3	977円	1,953円	2,929円
	要介護 4	1,060円	2,120円	3,180円
	要介護 5	1,147円	2,293円	3,439円

##### (3) 加算料金表

加算の種類	内 容	介護費(利用者負担額)			
			1割負担	2割負担	3割負担
サービス提供体制加算	介護福祉士が70%以上配置されている又は勤続10年以上の介護福祉士25%以上	1日	23円	45円	68円
入浴介助加算	入浴介助(観察を含む)を行なった場合	1日	41円	82円	123円
個別機能訓練加算	機能訓練指導員が、個別機能訓練計画書に基づいて計画的に機能訓練を行なった場合	1日	28円	55円	83円
個別機能訓練加算Ⅱ	個別機能訓練の厚労省へのデータ提出とフィードバックの活用によりケアの向上を図る	1ヶ月	21円	43円	62円
生活機能向上連携加算	訪問リハビリテーション若しくは通所リハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士、作業療法士、医師が事業所を訪問し、事業所職員と共同で個別機能訓練計画を作成した場合	1回	102円	204円	306円

科学的介護推進体制加算	厚労省への科学的介護情報の提出により、フィードバック情報を活用しケアの向上を図る	1ヶ月	41円	82円	123円
口腔機能向上加算	口腔機能が低下している、またはそのおそれのある利用者に対して実施する口腔機能向上の取り組みを評価。厚労省へのデータ提出とフィードバックを活用しケアの向上を図る	1ヶ月	326円	651円	977円
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症利用者を受け入れ、本人やその家族の希望を踏まえた介護サービスを提供した場合	1日	61円	122円	184円
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	介護職員の人材確保を推し進め、職員のベースアップに繋げるため	1日	18.1%		

## 5 サービスにあたっての留意点

所持品等	危険物(針、はさみ、ナイフ等)の持込を禁止します。食物、飲物類の持込は禁止します。(利用者にとって必要な場合は事前に協議願います。)
喫煙	決められた場所以外での喫煙は禁止します。
設備の使用	施設、設備、敷地をその本来の用途に従って、使用してください。

## 6 非常災害対策

防火管理者	総合施設長 荘司 修
非常災害時の対策	別に定めた消防計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制の整備など非常災害への対策を講じている。
避難訓練	年 2回

## 7 サービスに関する苦情・相談窓口

受付担当者	生活相談員 小畑 恵 牧野 美子 杉本由起子
受付時間等	月曜日～土曜日(日祝日及び12月29日から1月3日を除く) 8:30～17:15
受付窓口	施設
	〒 005-0832 札幌市南区北ノ沢1819番9 ドリームハウス通所介護事業所 Tel 011-572-7877 Fax 011-572-3222
	苦情処理委員会 第三者委員
西岡 幸子 評議員 Tel 090-7641-0885 川村 利満 監事 Tel 011-582-8842	
対応手順 ※ 内容により異なる	苦情受付 ⇒ 相談員 ⇒ 施設長 ⇒ 理事長 ⇒ 苦情対応委員会(第三者委員含む) ⇒ 利用者

※ 当施設以外に相談・苦情窓口があります。

- 1 札幌市保健福祉局介護保険担当部 TEL 011-211-2547
- 2 北海道国民健康保険団体連合会 TEL 011-231-5161
- 3 北海道福祉サービス運営適正化委員会 TEL 011-204-6310
- 4 前田記念福祉会苦情対応委員会 TEL 011-572-2100

## 8 虐待防止及び権利擁護の支援

要介護者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るため、以下の措置を講じます。

1 虐待の防止に関する責任者を選定します。
2 成年後見人制度の利用支援をします。
3 苦情解決の整備をします。
4 職員に対する虐待の防止を啓発、普及するための研修を実施します。

## 9 事故発生時の対応

1 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、利用者の家族や関係機関等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。
2 事業者は、事故の状況及びその際に行った処置について記録します。
3 事業者は、サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。
4 事業者は、事故が生じた原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

## 10 個人情報の取り扱い

### (1) 利用目的

当施設では、ご利用者から提供されたご利用者およびご家族に関する個人情報を、下記の目的以外に使用致しません。

- ① ご利用者提供サービス等
- ② 介護保険事務
- ③ ご利用者のために行う管理運営業務(サービス利用等の管理、会計、事故報告、介護サービスの向上等)
- ④ 施設のために行う管理運営業務(介護サービスや業務の維持、改善の基礎資料の作成、施設等において行われる学生等の実習への協力、職員の教育のために行う事例研究等)

### (2) 第三者への提供

当施設では、下記の利用目的のためにご利用者およびご家族の個人情報を第三者に提供することがあります。

- ① 介護保険事務などの施設業務の一部を外部事業者へ業務委託を行う場合
- ② ご利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携(サービス担当者会議等)及び照会への回答、連絡調整が必要な場合
- ③ ご利用者の受診等にあたり、外部の医師の意見・助言を求めため会議記録やケアプラン等を提供する場合
- ④ ご家族への心身状態や生活状況の説明
- ⑤ 研修等の実習生やボランティアの受け入れにおいて必要な場合
- ⑥ 保険事務の委託(一部委託含む)
- ⑦ 損害賠償保険などの請求に係る保険会社等への相談又は届出等
- ⑧ 保険者等、行政機関や他の関係機関からの照会への回答
- ⑨ 外部監査機関、評価機関等への情報提供
- ⑩ 介護保険審査支払機関へのレセプト請求及び介護保険審査支払機関からの照会への回答

(3)ご利用者に関するお問い合わせへの対応

当施設では、ご利用者に関する来園やお電話でのお問い合わせに対し、慎重に対応させて頂いており、ご利用者のプライバシーに関わる個人情報につきましては(2)の場合を除き外部に対し情報提供致しませんが、ご利用者が施設を利用されているかどうかについてのみ、お問い合わせに対して情報提供させて頂きます。お問い合わせに対し回答して欲しくない方のご指定や、情報提供範囲についてのご希望がごありの場合は遠慮無くお申し出下さい。

(4)施設内での写真の掲示及び施設広報誌、ホームページ等でのお写真の掲示

当施設では、外出やお祭り行事等の楽しい思い出を、参加されたご利用者に楽しんで頂くため、できるだけたくさん掲示するようにしております。またご利用者の家族、施設外の方々に施設への理解を深め、施設での様子を知っていただくため、施設広報誌やホームページにお写真を掲載することがあります。施設内での写真の掲示、施設広報誌、ホームページ等へお写真の掲載について希望されない場合は遠慮無くお申し出下さい。

私は、本書面に基づいて、事業所の職員  
確認し、同意します。

から上記重要事項の説明を受けたことを

令和 年 月 日

利用者(契約者)

住 所

\_\_\_\_\_

氏 名

\_\_\_\_\_

印

身元引受人・代理人

住 所

\_\_\_\_\_

氏 名

\_\_\_\_\_

印

利用者との関係

\_\_\_\_\_

